

設備投資の会計と税務

税理士・獣医師 林 朱実

．． 固定資産の費用化

取扱い 取得価額	消耗品 全額損金	一括償却 3年償却※1	少額減価償却 全額損金 ※2	資産計上 減価償却
10万円未満	○	○	○	○
10万円以上 20万円未満	×	○	○	○
20万円以上 30万円未満	×	×	○	○
30万円以上	×	×	×	○
使用可能期間 1年未満	○	○	○	○

償却資産税(固定資産税)※3	対象外	対象外	対象	対象
----------------	-----	-----	----	----

※ 1 その事業年度の損金算入額＝ 一括償却資産対象額 × $\frac{\text{その事業年度の月数(通常は 12)}}{36}$

一括償却の対象とした資産を 3 年以内に廃棄・除却した場合でも、上記の計算式どおり、3 年かけて損金算入されます。

※ 2 少額減価償却資産については、その事業年度（12 ヶ月）中の取得価額の合計額が 300 万円に達するまでの金額・・・という制約があります。又、適用は青色申告者に限定されます。

※ 3 償却資産税とは固定資産税の一種で、事業者(個人事業者・法人)が、その所得の計算上経費とすべき減価償却費の計算の基礎となった償却資産に対して課税される市町村(都)民税です。免税点(その金額までは課税されない)は 150 万円で、資産の価格の合計額(地方税法上の減価償却計算後＝課税標準額)が免税点を 1 円でも超えた場合は、全体に対し 1.4%の(標準)税率で課されます。土地・建物は、それぞれ別途、固定資産税が課され、自動車・軽自動車は、同じ地方税である自動車税・軽自動車税が課されているので償却資産税の対象とはなりません。

☆減価償却制度については、平成 19 年税制改正で大きく変わりました。(別紙参照)

この改正により、減価償却資産の費用化はだいぶ早くなりました。

たとえば、取得価額 300 万円、法定耐用年数 5 年の減価償却資産の場合の償却額は次のとおりです。

	償却率	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
定額法	0.200	600,000	600,000	600,000	600,000	599,999
定率法	0.500	1,500,000	750,000	375,000	187,500	187,499

ちなみに、旧法(平成 19 年 3 月 31 日までに取得・事業供用した資産)で計算した場合は以下のとおりです。

	償却率	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目
定額法	0.200	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000	150,000	
定率法	0.369	1,107,000	698,517	440,764	278,122	175,495	110,737	39,365

償却率が違う！

法定耐用年数 5 年なのに、5 年で償却できない！

未償却残高が 5%ある。

☆なお、平成19年4月1日以降開始事業年度から、前年度末で5%まで償却済みとなっている資産についても、取得価額×5%△1円について、5年間で均等償却が始まります。まだ5%まで償却していない資産については5%到達後、その到達事業年度の翌年度から同じように5年均等償却となります。

☆費用化(取得価額のうち、経費として計上できること)が早いということは、その経費化によって税金が安くなるので(経費化できる金額の総額は、早くても遅くても変わりません。税金を安くする効果が早い時期で得られるということです)資金繰りとしては楽になります。

「 特別償却・税額控除(青色申告者の特典の一つです。)

法人税法・所得税法の規定ではなく、租税特別措置法という税法で、政策の一環として規定されている優遇措置の一つに、固定資産(新品)を取得した際の特別償却(普通の償却費とは別に、償却費を計上できる)と、税額控除(税率を適用して計算された税額から一定の金額を控除できる)があります。時限立法で、毎年改正が繰り返されているので、大きい固定資産を取得した時や、リース契約をしたときにはその適用がないかどうかをその都度検討する必要があります。固定資産の種類、業種、取得価額、取得・供用時期等さまざまな要件がありますので、顧問税理士・管轄の税務署にお問い合わせ下さい。

「 リース契約 (別紙参照)

固定資産を導入する際、リース契約によることも多いと思います。リース契約は、お金の動き(出金)と、経費計上とが一致しているので、経営計画を立てる場合や資金繰りを考える場合にスッキリとしています。また、借入に比べて手続きが簡単です。

このリース取引についてはやはり平成 19 年税制改正で変更がありました。

これは平成 19 年 3 月に公表されたリース会計基準に呼応して税法も改正されたものですが、リース会計基準が強制適用とならない中小法人にとっては、あまり影響がないものと考えられます。

が、取扱が「リース料」ではなく「減価償却費」となるので(費用計上の科目は「リース料」でもかまいません)、事業年度末に、年払で新たなリース契約を交して、1 年分のリース料を前払の上、1 年分をその事業年度の経費とする(「短期前払費用」)・・・という節税対策はできなくなります。

		経費	償却資産税
オペレーションリース取引		リース料	リース会社
税務上の リース取引	所有権移転外リース取引	減価償却(売買取引)	リース会社
		リース期間定額法	
	所有権移転リース取引	減価償却(売買取引)	賃借人
	通常の減価償却		

改正部分

、損益とキャッシュ

取得形態	財源	経費化	損益への影響	キャッシュへの影響
現金取得	手元現金	減価償却費	△減価償却費	△取得価額 初年度のみ
〃	借入金	減価償却費+利息	△(減価償却費+利息)	△借入金返済と利息 返済終了まで毎年
リース契約		リース料	△リース料	△リース料 リース終了まで

動物病院への設備導入については、製造業の機械導入と違い、その導入によりどのくらいの収益が上がるという計画の下に導入する・・・ということは少ないと思われます。全体として診療の質が上がり、長い目で見れば患者さんが増えるといった、数字を予想することが困難な「効果」を期待して導入するという考え方をされるのではないのでしょうか。

そうすると、設備導入で問題になるのは、資金と損益に対する影響です。

設備導入の際のパターンとしては上記3種類が考えられます。

(一番目のケースは取得価額相当額の余剰資金があると考えると)気をつけるべきは2番目の借入金で設備を購入した場合です。借入金の「元本」の返済は、経費ではありません。単なる債務の返済です。これに対し減価償却費は、現金の支出のない経費ですので、減価償却費の範囲で借入金元本の返済ができると、効果としては通常の経費(たとえばリース料)の支出と同じになります。そのためには法定耐用年数と同じくらいかそれ以上の返済期間の借入が理想的です。(この反対だと、病院は利益が出ているのに、キャッシュは足りないという状況になりかねません。特に建物や内装など、耐用年数の長い設備投資に係る借入金には注意が必要です。)

損益計算書

売上高	売上原価		
	売上総利益 (粗利)	販売費及び一般管理費	
		経常利益	法人税、 税及び事業税

減価償却費・リース料は、ここに計上されます。病院の利益としては・・・他の要素(売上や経費)が全く変わらなければ・・・減価償却費等の金額分の経常利益が減ります。その利益が減った分、税金も減ります(節税効果)。この減価償却費・リース料の費用増加で赤字転落となるようでしたら、設備投資は考え直さざるを得ません。(手元のキャッシュで購入した場合は減価償却費分の赤字はギリギリセーフです)

また、導入前の利益を確保したければ、減価償却費等÷粗利益率(動物病院では0.7~0.85位)の売上増を目指せばよいことになります。